

E メール配信 (Wednesday, 10 June 2020 9:03 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルス、及びデング熱に関する情報を下記、ご案内いたします。

①Manpower Declarationについて

Circuit Breaker が解除された 6 月 2 日以降に SSIC コードを元に活動が許可されている企業、及び

“General Exemption application” の承認を得ている企業は、業務再開から 2 週間以内に、下記サイトより “Manpower Declaration” を提出する必要があります。

<https://covid.gobusiness.gov.sg/>

“Manpower Declaration” に関する Q&A は下記ページにてご確認を頂ければと存じますが、2 週間以内に提出をしない企業はペナルティの対象となります。

<https://covid.gobusiness.gov.sg/faq/essentialworkers>

ご確認を頂けますと幸いです。

②デング熱の発生数増加に関する注意喚起

デング熱の発生件数が増加しており、日本大使館様から注意喚起のご連絡を頂きました。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/dengue.html

早期に適切な治療が行われなければ死に至ることもある疾患です。

クラスターマップなども公開されておりますので、十分ご注意ください。

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg